

物販業者様

長崎緑地公園管理事業協同組合

代表理事 小川 雅明



3月8日、10日及び13日付で提出されました質問書については、下記のとおり回答いたします。

Q1：納税証明書の提出について

- 出店事業者の経営基盤が安定している事も判断する上、重要であると考えるので国税、県民税、市民税、償却資産税これらすべての提出の必要があるのではないのか？
- 「社員の雇用形態の分かる書類」とは、具体的にどのような書類を指すのか？
- 一般的に納税証明書といえは未納のない旨の証明書を提出するものと認識しておりますが、規約に明記すべきではないか？

- 県の施設であり県内事業者の育成並びに発展を目的としているため県内事業者という事が明確に判れば良いので納税証明書及び申告所得税等の書類提出をお願いします。
- 本社が県外にある事業所が対象となり県内での雇用形態による社会保険料の納付状況がわかる書類の提出となります。

Q2：出店の条件について

- 松ヶ枝国際ターミナルにおける物販の売上を正当に申告していない業者でも今後出店は可能でしょうか？
- 現在出店している事業者において、今回の規約に記載された条件を満たさない場合は、4月以降の出店は、出来ないことになるのでしょうか？

- 申告義務は、各物販業者の責任の下、申告されているものと理解しています。申告内容を正当なものか判断することは、ありませんしそこまで調査する権限もありません。
- 出店できません。今回の条件は、出店希望者が増えつつある背景のもと公平かつ平等に利用して頂くために最低限度のルール作りを行うものであります。

Q3：出店業者数について

- 出店業者の登録は今後、どこまで受け入れるのか？また、最大登録業者数が決まっているのか？
- 現在のところ制限は、ありません。

Q4：新商材について

□これまで通り、所長への相談、報告で大丈夫なのか？明確なガイドラインがあれば教えて欲しい。

■これまで通りで結構です。同一商品の場合は、両者で話し合ってください。

Q5：出店形態について

□既存の販売スペース以外での、屋台などの出店は可能か？

□出店は、ホール、バザール広場どちらかの利用とあるが、現時点で出店業者は、30社程度と考えられる。ならばホール、バザール広場への同時出店は合理的ではないだろうか？

■既存の販売スペースのみです。

■昨年より利用希望者が増え抽選会で外れる業者が発生するようになり将来、過当競争を避けるため、また平等を期すため、なるべく多くの事業者に出店してもらう為どちらかひとつとします。

Q6：保険について

□現在バザール広場に出店する業者のみ損害保険の加入が義務づけられているが、すべての業者が損害保険に加入すべきではないのか？

□販売する商品には海外対応のPL保険（中古品は除く）の加入を条件にする必要があるのではないかと？事業者が販売した商品に関し生じたトラブル等に対する責任の所在についてどうお考えでしょうか？また食品販売や自社または個人で製造・製作された商品の販売業者はもとより売上規模に関わらず全出店業者がPL保険に加入が不可欠であると思う。

■バザール広場に出店する物販業者に対しては、最低限の保険加入を義務としています。それ以外の考えられるリスクについては、各物販業者の判断のもと加入をお願いします。尚、ターミナル施設に損害を与えた場合は、利用者負担により原状復帰を命じます。

■海外PL保険の必要性は、認識しておりますが、保険加入につきましては、各事業者の判断となります。また、各事業者の責任のもと販売して頂きます。指定管理者にその責任の所在は、ありません。

Q7：売店と通常物販の扱いについて

□売店として選定された事業者のバザール広場への出店が可能とお聞きしておりますが、今回の物販規約には記載されておられません。売店の募集要項の開示を求めるとともに説明をいただきたく存じます。

■今回は、通常物販の扱いについて説明させていただいております。売店の募集に関しましては、毎年9月1日より11月30日迄の期間当施設、長崎港松ヶ枝国際ターミナルのホ

ホームページに募集・案内を行っております。

Q8：物販規約について

□今回の規約について、貴組合のすべての構成員並びに長崎県の関係部署は内容を確認しているのでしょうか？

■管理運営については、組合の判断により行っております。問題があれば関係部署と協議しておりますし今後もそうして参ります。

今回の条件により新しく書類提出を求めお手数料をお掛けしますがご協力をお願いします。

以上

— 要望について —

※ ①出店、規約に関する変更等について

出店、規約変更については30日前に文書での通知をしてほしい。
(法律に触れる緊急時は省きます)

■通知した30日後の適応とします。

※ ②2017年末に実施された売店年間契約の抽選について

平成30年度売店規約等の条件を満たしているか各抽選参加者の確認を取る必要があるのではないのか？その上で運用又は抽選のやり直しを求める。

■そこまでする必要は、ないと判断します。また、さかのぼってはいたしません。

以上